

平成28年(行ツ)第332号

平成28年(行ヒ)第399号

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の大坂高等裁判所平成27年(行コ)第121号行政文書部分開示決定処分取消等請求事件について、同裁判所が平成28年6月29日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人から上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成29年2月22日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 菅野博之

裁判官 小貫芳信

裁判官 鬼丸かおる

裁判官 山本庸幸

## 当事者目録

大阪市

上告人兼申立人	結	城	圭	一
同訴訟代理人弁護士	大	江	洋	一
	武	村	二	三
	笠	松	健	夫
	秋	田	仁	一
	畠	田	健	志
	坂	本		治
	太	田	健	団
	豊	永	泰	義
	奥	村	裕	雄
	石	橋	徹	和
	南		和	也
	服	部	崇	行
				博

被上告人兼相手方	國			
同代表者法務大臣	金	田	勝	年
同指定代理人	高	島		聰

これは正本である。

平成29年2月22日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 岡 本 正

